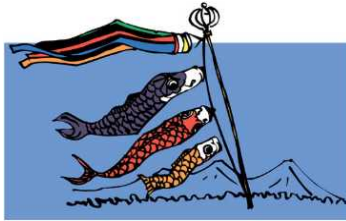


Spc jinjiken news



介護職員の平均 月給 28.7 万円 処 遇改善加算で 1.3 万円増 (4 月 1 日)

厚生労働省は、2015 年 4 月の介護報酬改定で処遇改善加算が拡充された結果、介護職員の平均給与が 1.3 万円増加して 28.7 万円となったとする調査結果を発表した。一方、ベアを実施した介護施設は 17.7%にとどまり、抜本的な賃金水準の引上げには至っていないことも明らかとなった。

実質賃金 4 カ月ぶりにプラス 0.4%増 (4 月 5 日)

厚生労働省が 2 月の「毎月勤労統計調査 (速報値)」を発表し、物価変動を反映させた実質賃金指数が前年同月比 0.4%増となり、4 カ月ぶりにプラスとなったことがわかった。パートを含む労働者がもらう 1 人あたりの現金給与総額の平均は、前年同月比 0.9%増の 26 万 2,558 円だった。2015 年末支給の所与額の平均は前年比 0.3%減の 37 万 367 円だった。

回収不能な公的年金保険料・税金が年 1.3 兆円 (4 月 6 日)

国民が支払う公的年金の保険料や税金のうち、政府が徴収を断念して回収不能になっている金額が年間約 1.3 兆円にも及ぶことがわかった。全



体のうち約 8,000 億円を国民年金保険料が占めており、今後、政府は徴収を強化する考え。

「労働移動支援助成金」利用効果出ず 17%が未就職 (4 月 7 日)

厚生労働省は、「労働移動支援助成金」を利用して 2014 年度に退職した人のうち、今年 2 月末時点における未就職者が 17.4%だったとする調査結果を明らかにした。また、転職できた人の賃金水準は転職前の 74.4%に下がっていた。同省は「一般的な転職事例と大きな差異が見られない」として制度を改善する方針を示した。

女性活躍促進法「事業主行動計画」届出企業は 71.5% (4 月 9 日)

厚生労働省は、4 月 1 日に施行された「女性活躍推進法」で 301 人以上の企業に義務付けられた「一般事業主行動計画」を届け出た企業の割合が 71.5%だったと発表した。同省は、今後、届け出ていない企業に対して個別に強力に働きかける「ローラー大作戦」を実施し、女性活躍推進法の着実な履行確保を図るとしている。

〔関連リンク〕女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届出企業数を取りまとめました！

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000120548.html>

「同一労働同一賃金」中間提言案まとまる（4月9日）

自民党・公明党はそれぞれ、政府に提出する「同一労働同一賃金」に関する中間提言案をまとめた。政府は提言の内容を「ニッポン1億総活躍プラン」に反映する考え。同プランは5月末にまとめる。政府は2017年以降に具体的に制度化する方針。

〔関連リンク〕塩崎大臣会見概要（4月12日）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/000121129.html>

厚生労働省が「配偶者手当」の見直し求める報告書（4月11日）

企業が支給する「配偶者手当」のあり方について議論を進めている厚生労働省の検討会は、「配偶者の就業調整につながる配偶者手当については、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる」との報告書を取りまとめた。

〔関連リンク〕女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会報告書を取りまとめました
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000120636.html>

労働基準監督署 下請けいじめの疑いを公取などに通報へ（4月15日）

厚生労働省は、労働基準監督署が事業所における長時間労働を確認し、それが親事業者からの「下請けいじめ」が原因として疑われる場合、下請け業者の意向を確認したうえで中小企業庁や公正取引委員会への通報を行う方針を明らかにした。公取が違反行為の確認・改善指導を行い、悪質な場合は会社名や違反内容の公表を行う。長時間労働改善のため、政府が5月に

まとめる予定の「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込み、2016年度中に開始する考え。

「同一労働同一賃金」で行政指導も 自民党提言（4月18日）

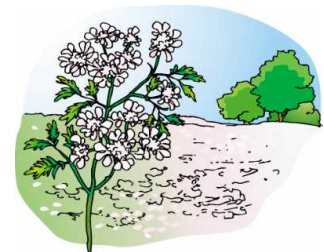
自民党が「同一労働同一賃金」に関する法整備について、企業に対する行政指導に関する規定を設けることを政府への提言に盛り込んだことがわかった。非正規社員と正規社員の賃金格差を縮めるための具体策として、「許容できる格差・不適當な格差等」に関する指針の策定、非正規社員の昇給制度導入の促進、最低賃金の引上げ等が盛り込まれている。

健康保険料負担増続く（4月19日）

高齢者の医療費の増加に対応する支援金の負担が重くなっており、大企業の会社員が入る健康保険組合の保険料率が上がっている。好業績などにより社員への給与を増やす企業の一部で保険料率を引き下げる動きもあるが、多くの企業は料率引上げを余儀なくされている。今後も高齢化に伴う医療費増加のしわ寄せが大企業の健保に重くなることが見込まれる。

厚生労働省「分割案」が浮上 自民党委員会（4月21日）

自民党が「2020年以降の経済財政構想小委員会」を開催し、厚生労働省のあり方についての議論をスタートした。同委員会では、現在の厚生労働省の業務が多岐にわたるとして、いくつかの省庁に分割する案や省内の再編を求める声があがった。5月中に提言をまとめ、年末までに具体的な政策を取りまとめる予定。



トピックス 平成 28 年 4 月実施の改正(助成金、子ども・子育て拠出金)

平成 28 年 4 月から、雇用保険二事業の助成金等の見直しが行われています。

また、平成 28 年 4 月以後の月分の子ども・子育て拠出金について、その拠出金率の引き上げが行われています。確認しておきましょう。

◆◆ 平成 28 年 4 月から見直しが行われた助成金等 ◆◆

平成 28 年度予算の成立に伴い、次の助成金等について、新たなコースの新設、コースの整理統合、支給額の見直しなどが行われました。

① 労働移動支援助成金	⑦ キャリアアップ助成金
② 高年齢者雇用安定助成金	⑧ 障害者トライアル雇用奨励金
③ 特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）	⑨ 生涯現役起業支援助成金〔新設〕
④ 地域雇用開発助成金	⑩ キャリア形成促進助成金
⑤ 両立支援等助成金	⑪ 認定訓練助成事業費補助金
⑥ 人材確保等支援助成金	⑫ 通年雇用奨励金
	⑬ 建設労働者確保育成助成金

たとえば、①の「労働移動支援助成金」の見直しは、そのうちの再就職支援奨励金の支給額の引き上げなどのほか、キャリア希望実現支援助成金を新設するといった内容になっています。

●キャリア希望実現支援助成金の概要（次の a と b の支援があります）

a 生涯現役移籍受入支援……生涯現役企業（65 歳を超えて働くことのできる企業）が自発的にキャリアチェンジを希望する 40 歳以上 60 歳未満の労働者を移籍により受け入れた場合に 1 人当たり 40 万円を助成（一事業主につき、最大 500 人まで支給）。

b 移籍人材育成支援……従来の受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援）より移管。

☆ 個別の内容については、別途、ピックアップしてお伝えします。

◆◆ 子ども・子育て拠出金率の引き上げ ◆◆

- 平成 28 年 3 月分までの子ども・子育て拠出金率……0.15%（1,000 分の 1.5）
- 平成 28 年 4 月分からの子ども・子育て拠出金率……0.20%（1,000 分の 2.0）

〔解説〕平成 28 年 4 月以後の月分の子ども・子育て拠出金の徴収から、「0.2%」が適用されることになりました。「子ども・子育て拠出金」は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主（一般事業主）が全額負担するものです。この「子ども・子育て拠出金」の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、子ども・子育て拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

☆ この拠出金は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担するもの（事業主の全額負担で、被保険者の負担はなし）です。

トピックス 平成 28 年度の公的年金の額

国民年金、厚生年金といった公的年金の額は、毎年度、物価や賃金、さらには被保険者数や平均余命の状況に応じて改定されることになっています（マクロ経済スライド）。

平成 28 年度は、各状況に照らし、法定の基準により判断した結果、前年度の額に据え置くこととされました（改定なし）。

しかし、被用者年金一元化法により端数処理が変更になったため、平成 28 年度の改定から、月額で数円の増減が生じることにます。

◆◆ 平成 28 年度の年金額の例 ◆◆

<新規裁定者（67 歳以下の方）の年金額の例>

	平成 27 年度 (月額)	平成 28 年度 (月額)
国民年金（老齢基礎年金（満額）：1 人分）	65,008 円	65,008 円
厚生年金* ¹ （夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	221,507 円	221,504 円* ²

* 1 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

* 2 上記表の厚生年金（報酬比例部分）の場合の端数処理

平成 27 年度の厚生年金（報酬比例部分）の年金額は、100 円未満四捨五入のため、1,097,866 円（年額）⇒1,097,900 円（年額）でした。平成 28 年度については、1 円未満四捨五入のため、1,097,866 円（年額）となり、月額で 3 円変わります。

【参考】平成 28 年度の改定の基準と端数処理の変更

① 公的年金の額は、68 歳到達年度前（新規裁定者）の受給権者については物価の変動、68 歳到達年度以後（既裁定者）の受給権者については賃金の変動に応じて改定し、上昇する場合には、現役被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案して定めた調整率により、その上昇を抑制することが原則となっています。

しかし、賃金の変動がマイナスで物価の変動がプラスとなる場合には、現役世代の保険料負担能力が低くなっていることに着目し、新規裁定者・既裁定者ともに改定なしとする例外的なルールも規定されています。平成 28 年度においては、このルールに該当し、前年度の額に据え置き（改定なし）とされました。

② 平成 27 年 10 月に施行された「被用者年金一元化法」により、一元化前の共済年金制度にあわせて、年金額（年額）の端数処理が、これまでの 100 円未満四捨五入から、1 円未満四捨五入に改められました。これにより、基礎年金が満額でない方の年金額や厚生年金の年金額については、基本的に各年金単位で年額 50 円以下の増減が生じることになります。

また、各支払期月（毎年偶数月の年 6 期）の支払額についても、これまで切り捨てていた 1 円未満の端数を、毎年 2 月に支払う年金にまとめて加算して支払うこととされました。

☆ 平成 28 年度の年金額による支払いは、通常、4 月分の年金が支払われる 6 月からです。端数処理の改正の影響で、数円ですが、支払額に違いが生じることになります。